

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03185

研究課題名(和文) 黙秘権放棄が認められる法的・制度的条件についての研究

研究課題名(英文) A Study of procedural condition that abandonment of right to remain silent is valid

研究代表者

淵野 貴生 (FUCHINO, Takao)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：20271851

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、被疑者・被告人が黙秘権を放棄して供述したり、簡易な手続を選択したりする際に、放棄の真摯性を実効的に担保するために、どのような手続的保障が必要であるかについて検討したものである。被疑者・被告人は、取調べのときだけでなく、簡易な手続を選択する場面、司法取引に依る場面、そして、被告人質問において被害者参加人から質問される場面でも、供述を拒否できないおそれがあることが明らかになった。

研究の結果、黙秘権放棄の真摯性を保障するためには、被疑者取調べの全過程の録音・録画、被疑者取調べへの弁護人の立会い、被害者参加制度および司法取引制度の縮減が必要不可欠であるとの結論を得られた。

研究成果の概要(英文)：This research studied what kind of procedural system was needed to secure sincerity of abandonment effectively when the defendant/suspect gave up right to remain silent or chose the summary proceedings. It became clear that there is a fear that the defendant/suspect can't refuse deposition under the interrogation by the police, under the plea bargaining, under the situation of choosing the summary proceedings and under the situation asked from the victim participant in the trial.

As a result of the study it found that the reform of criminal procedure system is indispensably needed to secure sincerity of abandonment of right to remain silent. Specifically, Japanese criminal procedure system have to introduce visual recording of whole process of interrogation against the defendant/suspect, attendance of the defense lawyer at interrogation against the defendant/suspect, abandon or restrict the use of the victim participants system and the plea bargaining system.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：黙秘権 被告人質問 取調べ 協議合意制度 被害者参加 共犯者自白

1. 研究開始当初の背景

刑事手続において、被疑者・被告人は、犯罪事実について供述するか否かの選択に際し、完全に自由な自己決定を保障されなければならない。そして、このような自由は、憲法 38 条に定められている黙秘権によって、権利として保障されていることに異論はない。しかし、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会において、自己負罪型・他人協力型の協議合意制度(いわゆる司法取引)の導入や即決裁判手続の拡大、被告人に証人適格を認める制度の新設などが議論され、その一部が要綱案として正式に制度提案されるに至り、黙秘権の意義と射程について新たに解明すべき課題があることが明らかになった。すなわち、制度の多くは、当該制度を選択した場合に、被疑者・被告人に対して、刑事手続上、一定の利益をもたらすが、各制度とも、当該制度を利用するためには、被疑者・被告人が供述することについて自己決定していることが前提となっているからである。にもかかわらず、これらの制度提案にあたっては、必ずしも黙秘権侵害の危険をどのように制度的に予防・除去するかという点の検討が十分に行われているとはいえないという状況が存在した。なお、他人協力型協議合意制度や即決裁判手続利用の活性化を目指した方策など、要綱案で提案された制度のうちいくつかのものは、本研究期間遂行中の 2016 年 5 月に改正刑事訴訟法として正式に導入された。

2. 研究の目的

本研究では、協議合意制度、即決裁判手続、被告人の証人適格などの新たに提案された各手続において、被疑者・被告人が完全に自由な自己決定によって供述するという選択を行うことができることを保障するための制度的条件を明らかにすることを目的とする。具体的には、協議合意制度については、協議のプロセスに弁護人がどのように関与することが必要なのか、自己決定を実質的に阻害するような恩典の量と質はどのようなものか、恩典を提示するのに適切な時機はいつか、などの解明を目的とする。即決裁判手続についても、弁護人の関与・援助のあり方、予測される刑と自認する犯罪との不均衡が自己決定を阻害する危険の程度、公訴取消後の再起訴制限の緩和が供述の維持を強いる危険の程度などを明らかにする。さらに、被告人の証人適格については、証言することを選ばなかった場合の不利益推認を防止する実効的な方策、供述するかしないかの自己決定に及ぼす萎縮効果に照らして偽証を疑われた場合の偽証罪での立件・処罰の当否、個々の質問に黙秘できない仕組みが黙秘権の本質・意義と整合するかといった点を解明することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 黙秘権が関係する日本の刑事手続上の制度について、司法取引や被告人質問のあり方、略式手続などの論点で従来、行われてきた日本の議論を検討し、その理論的到達点を確認するとともに、被疑者・被告人が供述するかしないかの選択を迫られる制度について、黙秘権保障との整合性がどこまで実現されていて、いかなる点が不十分なのかを明らかにした。

(2) アメリカにおいて、アレインメント(答弁取引)手続、イニシャルアピランス手続(日本における勾留質問に相当する手続)を多数傍聴するという方法で、被告人が黙秘権を放棄して供述する手続過程を調査し、被告人の同意(黙秘権放棄)の真摯性を担保するための制度と実際の運用状況を把握した。

(3) 司法取引、アレインメント、被告人の証人尋問と黙秘権保障との関係について論じたアメリカの論文・判例を収集し、分析した。あわせて、これらの制度に精通しているアメリカの刑事訴訟法学者からヒアリング調査を行い、制度が有する理論的問題点と運用の実情について詳細に把握した。

(3) 日本において、刑事弁護の経験豊かな弁護士から聞き取り調査を行い、被疑者・被告人が即決裁判手続の選択や被告人質問における被害者参加人からの質問への対応など、供述するかしないかを決断する手続場面で、現実にとどの程度、真意の同意に基づいて手続を選択しているのか、そして、運用上の工夫に限界はないのか、といった点について、日本の刑事手続の現状を把握した。

(4) (1)から(3)で得られた知見を総合的に検討・分析し、論文等にまとめ、公表した。

4. 研究成果

(1) 被告人の証人適格制度と黙秘権保障との関係について、被告人が証人として、事件に対する被告人側の真実を語ることを選択できるにもかかわらず、証言する道を選ばなかった場合に、裁判員や裁判官が、供述しないのは、被告人が犯人だからではないかとの事実上の推定を強く働かせてしまう危険性を拭うことができないから、このような事実上の不利益推認の危険を目の前につきつけられる被告人にとっては、供述しないという選択をすることには大きな心理的圧力がかかること、被告人がこのような心理的圧力に耐えきれずに供述するという選択をした場合に、その選択を自己決定による黙秘権の放棄と評価することはできず、むしろ黙秘権に対する明白な侵害が生じていると評価すべきことを明らかにした。被告人の証人適格制度は、2016 年刑事訴訟法改正では、最終的には導入を見送られたが、今後、新たに制度導入の提案がなされる可能性もある。本研究は、その際に、導入の可否も含めて、黙秘権を実効的に保障するために解決すべき点を示したものとして、意義があるものと考えている。

(2)被疑者が刑事事件への関わりの有無について供述するか否かの選択を迫られる場合に、真に自由な意思に基づく自己決定が最も阻害されやすい場合は、捜査段階の取調べである。また、協議合意制度のもとで、協議及びその前段階として行われる情報収集も、主として捜査段階で実施されるものと予測される。それゆえ、捜査段階の取調べや協議の場面で、黙秘権を実効的に保障するための手続的担保を備えることは必須不可欠であると考へ、この観点から、あるべき取調べの録音録画制度および取調べへの弁護人立会い制度について検討した。取調べの録音・録画制度は、2016年刑事訴訟法改正で導入されたが、録音・録音の対象事件や録音・録画される取調べの範囲が限定的なため、黙秘権の実効的保障にとって不十分であることを明らかにした。黙秘権を実効的に行使しうするためには、任意取調べを含めた取調べの全過程の録音・録画が必須不可欠であることを明らかにした。また、それとともに、黙秘権侵害があったとして後の公判で、取調べ等で黙秘権侵害があったとして争われたときに、裁判員・裁判官が黙秘権侵害の有無を正確に判断するためには、取調べ全過程の録音・録画記録媒体を証拠調べしなければならないことを明らかにした。しかし、このことは逆に、何十時間にも及び取調べの録音・録画記録媒体を見続けるのは、実際には不可能に近く、供述の任意性を正確に行うことが現実には困難であることをも明らかにした。以上の考察から、取調べにおいて黙秘権を実効的に保障するためには、取調べ遮断権を併せ持った弁護人立会い権の保障が必要であることを明らかにした。現在、取調べへの弁護人立会い制度の実現は、取調べの録音・録画に続く、取調べに関する次の重要な改革課題であると認識されているが、本研究は、同課題に先端的に取り組み、今後の改革論議をリードする意義を有していると考へる。

(3)2016年改正刑事訴訟法で導入された他人協力型協議合意制度について、自己負罪型協議合意制度と比較しながら、黙秘権の実効的行使に与える影響について検討した。どちらの型であっても、協議して合意に至れば、すなわち、司法取引に応ずれば、被疑者・被告人には不起訴や軽い罪での処罰等の恩典が与えられる。そのような状況の下で、否認を貫いて刑事裁判で犯罪への関与を争ったが失敗した場合には重い処罰を科されることになる被疑者・被告人が、重く処罰されることへの恐怖から、本意でない自白をする危険は非常に高いことを明らかにした。その上で、このような不任意の自白を防止するための制度的担保が必須不可欠であることを明らかにした。さらに、担保措置に関して、改正法では、協議に弁護人が必ず関与するという制度が設けられたが、検討の結果、弁護人が立ち会って助言するだけでは、被疑者・被告人が恩典への誘惑を断ち切る効果は限定的

であり、黙秘権の実効的行使を実現することは困難であることを明らかにした。本研究は、今後、新たに制度導入の提案がなされる可能性がある自己負罪型協議合意制度について、導入の可否も含めて、黙秘権を実効的に保障するために解決すべき点を示したものととして、意義を有していると考へる。

(4)研究を進める過程で、被害者参加制度にも、被告人の黙秘権保障に対して重大な問題を生じさせる可能性があることを認識し、当初の研究計画に加えて、被害者参加制度と黙秘権との関係についても検討した。その結果、被告人の黙秘権行使を困難にする構造上の問題点があることを明らかにした。すなわち、被害者参加人が被告人質問を行う場合、被害者参加人は被告人に真実を話すように迫り、あるいは反省や謝罪を強く求めることが予測される。このような悲痛な被害者の訴えは、裁判員や社会一般の強い共感を呼ぶことから、被告人としては、被害者参加人の質問に対して黙秘したり、反論したりしようとする場合には、社会的に猛烈な非難を浴び、裁判員に反感を持たれるリスクを考慮せざるを得なくなる。その結果、黙秘すると裁判の結果が不利になるのではないかとこの恐怖に打ち勝つことができず、黙秘権を行使できない被告人が出てくることを避けることができなことを析出した。本研究は、被害者保護の観点から従前、肯定的に評価されてきた被害者参加制度に、被告人の黙秘権との間に緊張関係を有するという問題点も存することを明らかにし、制度の縮小・廃止も視野に入れた議論の必要性について問題提起した点に意義がある者として考へる。

(5)以上の(1)から(4)の各論的研究を総合し、刑事手続のなかで、被疑者・被告人の供述内容・供述態度を手続選択や何らかの手続結果に結び付けること自体に根本的な問題があることが明らかになってきた。今後は、被疑者・被告人の供述内容・供述態度を手続選択や手続結果に結びつけない刑事手続を体系的に構築できるか、という点について解明すべく、研究を進めていきたいと考へている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

淵野貴生、録音録画記録媒体の実質証拠化をめぐる問題点、季刊刑事弁護、査読なし、91号、2017年、pp.26 - 33

淵野貴生、「改正」刑事訴訟法は批判に答えたか?、法律時報、査読なし、88巻8号、2016年、pp.82 - 88

淵野貴生、取調べ依存からの脱却と公判中心主義の徹底 被告人の証人適格制度を素材にして、刑法雑誌、査読なし、55巻1号、

2015年、pp.74 - 88

淵野貴生、手続二分論 予断排除と量刑の科学化、法と心理、査読あり、15巻1号、2015年、pp.16 - 22

〔学会発表〕(計2件)

淵野貴生、司法心理学 (forensic psychology) の可能性 法律学の立場から、日本心理学会、2017年

淵野貴生、New Japanese Law on the Visual Recording of Interrogation of the Custodial Suspect、The 4th EALS Asian Law and Society Conference、2015年

〔図書〕(計4件)

淵野貴生ほか、岩波書店、シリーズ刑事司法を考える 第4巻犯罪被害者と刑事司法、2017年、320 (pp.26 - 47)

淵野貴生ほか、日本評論社、可視化・盗聴・司法取引を問う、2017年、275 (pp.30 - 55)

淵野貴生ほか、日本評論社、2016年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析、2017年、282 (pp.123 - 149)

淵野貴生ほか、日本評論社、刑事訴訟法理論の探究、2015年、264 (pp.184 - 200)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

淵野 貴生 (FUCHINO, Takao)
立命館大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：20271851

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：

(4) 研究協力者
()